

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	14-7
許認可等の種類	家畜市場の登録証の書換交付			
根拠法令条例等・条項	家畜取引法第9条第1項			
許認可等の概要	家畜市場の登録証を、記載事項の変更に伴い書換交付する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 新たに当該業務を執行する役員に選任された者が、家畜取引法第5条第1項第1号から第3号までの規定に該当しないこと。</p> <p>家畜取引法 (登録の基準) 第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。 一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの 二 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの 三 禁錮(二)以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの 四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前三号の一に該当する者があるもの 五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者</p>			
基準の制定根拠	同法施行規則第3条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日以内	(内訳) 経由機関(地域振興局) 協議機関() 処分庁 農政部園芸畜産課	7日以内	3日以内
期間の制定根拠	—			